

## 【協議第1号】

南房総・館山地域公共交通活性化協議会役員の選出について

### 議案説明

当協議会の会長については、協議会規約（案）により「委員の互選によってこれを定める」としており、本来であれば皆様にお集まりいただき、お諮りしたうえで決定するべきところでございますが、【協議第2号】にもありますように、今年度、「地域公共交通網形成計画」策定のための調査業務の委託、及び、その調査業務等に対する国庫補助の申請を予定しており、業務委託契約や補助金申請に当たっては、会長を事前に決定する必要があります。

そのため、今回は暫定的に、会長を含めた役員の選定について事務局より提案した案を書面協議させていただき、次回の会議でお集まりいただいた際に改めて協議をお願いしたく存じます。

事務局からは、次のとおり提案いたします。

（案）

会 長	三林 直慶	千葉県総合企画部 交通計画課長
副会長	嶋田 守	南房総市副市長
副会長	田中 豊	館山市副市長
監査委員	鈴木 賢二	安房道の駅連絡会会長
監査委員	西川 隆	館山市社会福祉協議会事務局長

### 規約参照

（会長）

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

（副会長）

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

（監査）

第15条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納の監査は、会長が指名する別表1に掲げる委員がこれを行う。